



生徒指導に対する心構え



1 情報の収集と事実の究明

- 生徒指導上の問題が発生した際は、生徒から話をじっくり聴き、事実に基づく指導行うことが大切である。
- 体調不良等で顔色が悪かったり机に伏せたりしていた場合は、保健室またはその他別室で生徒の体調に合わせて話を聴く。
- いじめが疑われるケースの聴き取りは、被害者 → 周囲にいる者 → 加害者の順に行う。

【 聴き取りの際の注意点 】

- ① 話の聴き取りは、人目につかない場所や時間帯に行うように配慮する。
- ② 生徒が安心して話せるように、対応する教員や聴き取る場所に配慮する。
- ③ 関係者からの情報に食い違いがないか、複数の教員で確認しながら聴き取りを進める。
- ④ 情報提供者についての秘密を厳守し、報復などが起こらないように細心の注意を払う。
- ⑤ 聴き取りを終えた後は（場合に応じて）生徒を自宅まで送り、教師が保護者に直接説明をする。

【 聴き取りの段階ではいけないこと 】

- ❶ はじめから生徒指導上の関係生徒を同じ場所で事情を聴くこと。
- ❷ 注意、叱責、説教だけで終わること。
- ❸ 対人トラブル等の際に、単に謝罪だけで終わること。
- ❹ 対人トラブル等の際に、関係生徒の言い分を聴いて、すぐに仲直りを促すような指導をすること。
- ❺ 当事者同士の話し合いによる解決だけを促すような指導を行うこと。

2 いじめの指導と支援

(1) 被害者（ いじめられた生徒 ）への対応

【 基本的姿勢 】

- 徹底していじめられた生徒の味方になる。
- 生徒の表面的な変化で解決したと判断せず、内面的変化が表れる表情や視線、言動に目を向け支援を継続する。

【 事実の確認 】

- 担任を中心に、生徒が話しやすい教師が対応する。
- いじめを受けた悔しさや辛さにじっくり耳を傾け、共感しながら事実を聞いていく。

【 指 導 】

- 学校はいじめている側を絶対に許さないことや、今後の指導の仕方について伝える。
- 自己肯定感の喪失を食い止めるよう、生徒の良さや優れているところを認め、励ます。
- いじめている側の生徒の今後の付き合い方など、行動の仕方を具体的に指導する。
- 学校は安易に解決したと判断せず経過を見守ることを伝え、いつでも相談できるようにしておく。
- 「君にも原因がある」とか「がんばれ」などという指導や安易な励ましはしない。

【 経過観察等 】

- 面談等を定期的に行い、不安や悩みの解消に努める。
- 自己肯定感を回復できるよう、授業、学級活動での活躍の場や、友人との関係作りを支援する。

(2) 加害者（ いじめた生徒 ）への対応

【 基本的な姿勢 】

- いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導する。
- 自分はどうすべきだったのか、これからどうしていくのかを内省させる。

【 事実の確認 】

- 対応する教師は中立の立場で事実確認を行う。
- 話しやすい話題から対話を構築し、うそやごまかしのない事実確認を行う。

【 指 導 】

- 被害者の辛さに気づかせ、自分が加害者であることの自覚をもたせる。
- いじめは決して許されないことを理解させ、責任転嫁を許さない指導をする。
- いじめに至った心情やグループ内等での立場を振り返らせ、今後の行動の仕方について考えさせる。
- 不平や不満、本人が満たされない気持ちなどは傾聴する。

【 経過観察等 】

- 面談等を通して、教師との交流を続けながら継続的に成長を確認していく。
- 授業や学級活動を通して、生徒本来の良さを認めていく。

(3) 周囲の生徒（ 観衆、傍観者 ）への対応

【 基本的な姿勢 】

- いじめは、学級や学年等集団全体の問題として対応していく。
- いじめの問題に教師が本気で取り組んでいる姿勢を示す。

【 事実の確認 】

- いじめの事実を告げることは、「チクリ」ではないこと、辛い立場にある人を救うことであり、人権と命を守るための価値の高い行為であることを理解させる。

【 指 導 】

- 周囲ではやし立てていた者や傍観している者も問題の関係者として事実を受け止めさせる。
- 被害者は、傍観者の態度をどのように感じていたかを考えさせる。
- これからどのように行動したらよいかを考えさせる。
- いじめの発生の誘因となった、集団の行動規範や言葉遣いなどについて振り返らせる。
- いじめを許さない集団づくりに向けて、具体的な話し合いを行う。

【 経過観察等 】

- 授業や学級活動を通して、生徒本来の良さを認めていく。

3 保護者との連携

(1) いじめられている生徒の保護者と連携

- 事実が明らかにした時点で、速やかに家庭訪問等を行い、学校で把握した事実を正確に伝える。
- 学校として生徒を守り、支援していくことを伝え、対応の方針を具体的に示す。
- 対応経過をこまめに伝えるとともに、保護者から子どもの様子等について情報提供を受ける。
- 情報の混乱を避けるため、いじめの全貌がわかるまで、相手の保護者への連絡は避けることを依頼する。
- 対応を安易に終結せず、経過を観察する方針を伝え、理解と協力を得る。

■ 保護者の不信をかう対応はしない。

- 例) × 保護者からの訴えに対し、安易に「私のクラスにはいじめはない」などと言う。
- × 「お子様にも問題があるからいじめにあう」などの発言をする。
- × 保護者に対し「忙しい」「時間がない」など学校の都合を言う。

(2) いじめている生徒の保護者との連携

- 聴き取り後、生徒を送り届ける中で家庭訪問し、事実の経過を伝え、その場で生徒に事実の再確認をする。
- 相手の生徒の状況も伝え、いじめの深刻さを認識してもらう。
- 指導の経過と生徒の変化の様子を伝え、指導に対する理解を求める。
- 誰もがいじめの側にも、いじめられる側にもなり得ることを伝え、より良い成長に繋がりたいことを伝える。
- 事実を認めなかったり、うちの子どもは首謀者ではないなどとしたり、学校の対応を批判したりする保護者に対しては、改めて事実確認と、学校の指導方針、教師の生徒を思う信念を示し、理解を求める。
- 保護者面談については教育相談センターから出されている手引きを参照して対応する。

■ 保護者の不信をかう対応はしない。

- 例) × 保護者を非難する。
- × これまでの子育てについて批判する。